省　令

○国土交通省令第五号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十六第四項及び第二十九条の四の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条第二項各号列記以外の部分中「前項第一号から第三号まで」を「前項各号」に改め、「掲げる場合」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「備え付けられ」の下に「、又は当該船舶に持ち込まれ」を、「までに掲げるもの」の下に「（持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。）」を加え、同条第三項中「場合」の下に「のうち次の各号に掲げる場合（漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる要件を満たす位置に乗船している場合

イ　周囲に高さ七十五センチメートル以上のさく欄その他の船外への転落を防止するための設備が設けられていること。

ロ　船外への転落の防止に関し必要な事項として国土交通大臣が定める事項が乗船している者の見やすい箇所に表示されていること。

二　防波堤その他これに類する波浪を低減することができるものの内側において、岸壁、桟橋その他これらに類するものに係留している小型船舶に乗船している場合

第百三十七条第四項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　水上スキーその他の船外における行為を行うための装備を着用していることにより船外への転落に備える必要な措置を講ずることが当該装備の機能保持上適当でない者（第一項第四号に掲げる場合に限り、漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第百三十七条第一項第四号に掲げる場合における船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十六第四項の規定に違反する行為には、この省令の公布の日から起算して五年を経過する日より前にした行為は、含まれないものとする。

○国土交通省令第六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第一項及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十八条の規定に基づき、核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令

核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「平成十二年総理府令第百二十四号」の下に「。第十七条の二第五項において「取決め規則」という。」を加える。

第十七条の二第五項中「特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則」を「取決め規則」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第九項中「令第二条第三号」を「令第二条第二号」に、「を除く。」を「及び廃棄しようとするものであつて、封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化して容器に内包されているものを除く。」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（確認を要しない場合）

第二十条の二　令第四十八条の表第二号のロの国土交通省令で定めるところにより固型化され、又は容器に封入されている場合は、核燃料物質等で廃棄しようとするものが封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化して容器に内包されている場合とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。